

## 新婚世帯・子育て世帯に補助を行います



問 企画振興課 地方創生係 (Tel.64-1550) 市ホームページ

### 【新婚世帯への補助】

#### 結婚新生活支援補助金

令和4年1月1日以降に婚姻した新婚世帯が市内に住む場合、結婚を機に必要な住まに関する費用(住宅の購入・リフォーム、賃貸、引っ越しに関する費用)に対して最大60万円を補助します。

#### ■主な要件

▼婚姻の届出日が令和4年1月1日～令和5年3月31日の夫婦  
▼婚姻日における夫婦の年齢がともに39歳以下▼直近1年間の夫婦の合計所得が400万円未満 など

※400万円の所得とは、給与所得に換算すると、560万円～600万円程度です(一方が離職しているか奨学金を返済している人は、要件となっている合計所得から一部控除される場合があります)。

#### ■補助金額

①婚姻日における夫婦の年齢がともに29歳以下↓上限60万円  
②①に該当せず、婚姻日における夫婦の年齢がともに39歳以下↓上限30万円

### 新婚世帯家賃補助金

婚姻から1年以内の新婚世帯が、市内の賃貸住宅に住む場合、家賃の一部を1年間、最大24万円補助します。

#### ■主な要件

▼申請日時時点で、婚姻の届け出から1年以内で、年齢の合計が80歳未満の夫婦▼市内の民間賃貸住宅に住み、同一世帯として住民登録されている▼3年以上みやま市に定住する意思を持っている など

#### ■補助金額

実際に負担している家賃(住宅手当などを差し引いた額)の2分の1(上限2万円/月)を最長1年、最大24万円

### 【子育て世帯への補助】

#### 子育て世帯マイホーム取得支援制度

令和2年4月1日以降に、市内に新たに住宅を取得した中学生以下の子を含む子育て世帯に、最大30万円を補助します。

#### ■主な要件

▼中学生以下の子を含む世帯▼令和2年4月1日以降に住宅を取得している(贈与・相続は除く)▼取得した住宅が不動産登記されている など

#### ■住宅の要件(取得時点において)

▼新築住宅▶新たに建築された住宅で、建築から1年未満のまだ人が住んだことがない住宅▼中古住宅▶建築から1年以上を過ぎた、または人が住んだことがある住宅

#### ■補助金額など

▼新築住宅取得補助▶住宅に係る固定資産税の額(上限10万円/年)最高3年、最大30万円▼中古住宅取得補助▶住宅取得費用×5/100(上限10万円、1回限り)▼移住支援みやま米(転入世帯のみ対象)▶米5キロ(ブランド指定あり)の引換券を年間最大12枚(3年最大36枚)発行

### 子育て世帯家賃補助

市外から転入した中学生以下の子を含む子育て世帯が、市内の賃貸住宅に住む場合、家賃の一部を1年間、最大24万円補助します。

#### ■主な要件

▼申請日時時点で、中学生以下の子を含む、転入してから6か月以内の転入世帯▼市内の民間賃貸住宅に住み、同一世帯として住民登録されている▼3年以上みやま市に定住する意思を持っている など

#### ■補助金額

実際に負担している家賃(住宅手当などを差し引いた額)の2分の1(上限2万円/月)を最長1年、最大24万円

## 二十歳のつどい(旧成人式)のお知らせ



申し込みフォーム

問 社会教育課 社会教育係 (Tel.32-9180)

■日時 令和5年1月8日(日)(受付▶午前9時～、開式▶午前10時)  
■場所 みやま市総合市民センター(MIYAMA X)多目的ホール  
■対象 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれで次の要件を満たす人

①みやま市に住民登録をしている人②みやま市外に住民登録をし、みやま市の式典に参加を希望する人  
※②の人は申し込みが必要です。

#### ■申込方法(②の人のみ)

はがきなどに必要事項を記入し郵送、またはQRコードを読み取り、申し込みフォームから申請

#### ■必要事項

①氏名(ふりがな)②生年月日③連絡先電話番号④出身(小学校)校区⑤現在居住地⑥案内・記念写真送付先(現在居住地以外に送付を希望する人のみ。本人が世帯主でない場合は世帯主名を記入)

#### ■申し込み先

〒835-0192 みやま市山川町立山1278番地 社会教育課  
二十歳のつどい担当

#### ■申込期限

11月20日(日)必着

※新型コロナウイルスの感染状況により内容などを変更する場合は、ホームページなどお知らせします。



市ホームページ

#### 二十歳のつどいの司会進行者と代表挨拶者を募集します

#### ■募集人数

▼代表挨拶者▶1人  
▼司会者▶2人程度

#### ■応募期限 11月4日(金)

※社会教育課へ電話で申し込み。  
※応募多数の場合は選考します。



## 都市計画原案の閲覧・公聴会を開催します

問 都市計画課 都市計画係 (Tel.64-1532)

都市計画道路の変更とそれに伴う用途地域の変更について、都市計画原案の閲覧と公聴会を開催します。

#### 【都市計画原案の概要】

▼大牟田都市計画道路 3・4・21・18号 江浦・下楠田線の変更▼大牟田都市計画用途地域の變更

■閲覧期間 10月14日(金)～28日(金)、午前8時30分～午後5時(土・日曜除く)

■閲覧場所 みやま市役所都市計画課

#### 【公聴会】

■日時 11月8日(火)午後7時～

■場所 みやま市役所大会議室

■公聴会で意見を述べたい人は公述申出書(都市計画課で配布)を都市計画課へ提出ください。

■公述申出書提出期限 10月28日(金)

※期限までに公述申出書の提出がない場合は、公聴会は中止します。中止の場合はホームページでお知らせします。



## 放課後児童クラブ入所申し込みを受け付けます

問 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel.64-1535)



市ホームページ

放課後児童クラブは、児童に、放課後の居場所を提供して保護者の皆さんが安心して働ける環境を整えています。  
令和5年度の通常入所(月曜から土曜)と長期休業期間(春休み・夏休み・冬休み)のみの入所申し込みを受け付けます。

■対象 保護者が就労などにより昼間家庭にいない、市内小学校1～6年の児童

■開所日時

▽月曜～金曜 下校時～午後6時30分

▽土曜・長期休業(春休み、夏休み、冬休み) 午前8時～午後6時30分

※日曜、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)は閉所。

■利用料(月額)

▽通常入所 平日のみ利用5千円、平日と土曜利用6千円

▽長期休業期間のみ入所 年間3万円(平日のみ利用)、年間3万4千円(平日と土曜利用)

※利用料は、変更になることもあります。

■申込期間 11月1日(火)～11月30日(水)(土、日、祝日を除く)

※受付時間は午前11時～午後4時

■申込場所 各放課後児童クラブ(簡単な面談を予定)

■持参するもの

印鑑、家庭で保育できないことを証明する書類(下表参照)

※申込書・証明用紙は各放課後児童クラブで配布

※申し込み多数の場合は選考(低学年を優先します)

■決定通知 令和5年1月下旬頃、決定通知書を郵送します。

■利用料免除のお知らせ

生活保護を受給している世帯、市県民税非課税の世帯、就学援助の認定を受けている世帯の人は利用料の減額対象(半額)となります。

※免除申請の受け付けは、令和5年7月を予定しています。

### ■必要書類

(家庭で保育できないことを証明する書類)

対象	必要な証明書
給与所得の人 (パート、事業専従者含む)	勤務証明書
自営業の人(農漁業含む)	農業・自営業申立書
その他の人(家族の介護など)	申立書

※アレルギーがある場合は、医師の診断書が必要となる場合があります。

### ■放課後児童クラブ一覧 ※令和4(2022)年9月15日現在

放課後児童クラブ名	設置場所	対象校区	問い合わせ先
大江放課後児童クラブ	大江小	大江	62-2082
瀬高放課後児童クラブ	瀬高小	瀬高	63-2062
南放課後児童クラブ	南小	南	63-8777
桜舞館放課後児童クラブ	桜舞館小	桜舞館	67-1688
清水放課後児童クラブ	清水小	清水	63-8987
水上放課後児童クラブ	水上小	水上	63-8763
岩田放課後児童クラブ	岩田小	岩田	090-8835-4350
江浦放課後児童クラブ	江浦小	江浦・開	090-1877-5919
二川放課後児童クラブ	二川小	二川	22-4778

※岩田・江浦・二川放課後児童クラブは令和5年度に統合されます。

※詳しくは各放課後児童クラブ またはみやま放課後児童クラブ事務局 (Tel.67-0007) に問い合わせください。



## 幼稚園・保育所・認定こども園などの利用申し込みを受け付けます

問 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel.64-1535)

令和5年度の幼稚園・保育所・認定こども園・事業所内保育所などの利用申し込みを受け付けます。  
施設を利用するための認定は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって、3つの認定区分(左表)に分けられます。

1 はじめて保育所を利用したい人

■申込期間 11月1日(火)～15日(火)(土、日、祝日を除く)

※受付時間は午前9時～正午、午後1時～5時です。

■申込場所 子ども子育て課、各支所市民サービス係

2 はじめて幼稚園・認定こども園・事業所内保育所などを利用したい人

■申込期間 11月1日(火)～15日(火)

※受付時間は各施設に確認ください(日、祝日を除く)。

■申込場所 各施設

認定区分	対象年齢	希望する教育・保育の形態	利用施設
1号	満3歳以上	教育のみを希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育所、認定こども園、事業所内保育所など
3号	満3歳未満		

### ■市内施設一覧

施設名	住所	電話番号
▼保育所		
本郷慈光園	瀬高町本郷 593-2	62-2954
瀬高保育園	瀬高町下庄 1557	63-2265
太神保育園	瀬高町太神 1660	63-2472
浜田保育園	瀬高町濱田 742	62-2585
清水保育園	瀬高町本吉 835-2	62-2118
東山中央保育園	瀬高町坂田 1009	62-2400
ひばり保育園	瀬高町小田 1101-5	62-3769
二川保育園	高田町上楠田 2090-2	22-5652
開保育園	高田町黒崎開 848	22-5602
竹井愛児園	高田町竹飯 1283	67-1505
山川東部保育園	山川町尾野 1951-1	67-2161
▼認定こども園		
岩田幼稚園	高田町岩津 962	22-5085
ひがしやまあいじえん	瀬高町小田 2215-5	63-7519
大江幼稚園	瀬高町大江 191-2	62-2855
瀬高大谷幼稚園	瀬高町下庄 972	63-7419
山川幼稚園	山川町立山 182-11	67-2462
上庄ひいらぎこども園	瀬高町上庄 1295-1	63-7859
▼事業所内保育所		
キッズハウスヨコクラ	高田町濃施 501-1	85-8015

### 施設利用のスケジュール

- ◆10月1日から31日まで  
施設を見学し、申し込みに必要な書類を準備しておいてください。  
※見学は各施設へ問い合わせください。
- ◆11月1日から15日まで  
書類を提出してください。
- ◆令和5年1月下旬  
市役所から支給認定証などの通知が届きます。  
※保育所以外の利用者は、通知が届いた後に施設と利用契約を交わしてください。
- ◆令和5年4月1日 利用開始
- ◆令和5年4月15日頃  
「保育料決定通知書」が届きます。

### 1 2 共通事項

■申し込みに必要なもの

●認定申請書兼利用申込書 ●保育を必要とする証明書

※①は2号・3号認定の人のみ ※兄や姉の分と重複する場合はコピー可

●認定申請書などの配布 申し込みに必要な書類は、子ども子育て課、各支所市民サービス係および市ホームページに備えています。

※市内施設に在園している人には、10月中旬に各施設から配布されます。

※市外保育所に在園している人には10月中旬に、市役所から郵送します。

「子育てのための施設等利用給付認定申請書」の提出

次のいずれかに該当する人で、無償化給付を希望する人は別途申請が必要で、※新年度申し込みと一緒に申請できます。

① 子ども子育て支援新制度の対象とならない幼稚園を利用

② 幼稚園などの預かり保育を利用

③ 認可外保育施設などを利用



市ホームページ

## オミクロン株対応ワクチンの追加接種 (9月22日時点の情報です)

初回接種(1・2回目)を完了した12歳以上の人を対象にオミクロン株対応ワクチンの追加接種(3～5回目)が実施されます。新型コロナウイルスオミクロン株に対応したワクチンを接種することで、従来のワクチンを上回る重症化予防効果や感染予防効果、発症予防効果が期待できます。オミクロン株対応ワクチン接種について、詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

- ▶使用するワクチン オミクロン株(BA.1)と従来株に対応した2価ワクチン
- ▶接種券の発送 今後新たに3～5回目の対象となる人(最終接種日から5か月経過した人)へ、最終接種日が早い順番に接種券を発送します
- ▶すでに3回目および4回目接種の接種券をお持ちの人は、持っている接種券(予診票と一体型)をご利用ください。紛失などで接種券がない場合は再発行ができます。健康づくり課健康係へ問い合わせください
- ▶市ホームページや市内の接種医療機関窓口で、オミクロン株対応ワクチンの説明書をご覧ください。説明書をよく読み、ご理解の上、接種を受けてください

## 5～11歳の人への追加接種

5～11歳の人へ追加接種(3回目接種)が実施されます。詳しくは、今後発送する接種券に同封のチラシをご覧ください。

- ▶対象 初回接種(1・2回目)が完了した、接種日時点で5～11歳の人
- ▶接種間隔 2回目接種完了から5か月以上。接種券が届き次第、予約が可能です
- ▶使用するワクチン ファイザー社の小児用ワクチン ▶接種回数 1回
- ▶接種医療機関 接種券に同封の接種医療機関一覧をご覧ください



電話またはWEBで接種予約をお願いします

■みやま市新型コロナワクチン接種コールセンター  
(Tel.0120-092-380。午前9時～午後5時。土・日・祝日も対応)

■WEB予約  
接種予約サイト→



## きれいな歯のぼくたち・わたしたち

3歳児健診で虫歯がゼロだったお子さんです。



古賀 希和 ちゃん  
(高田町)



古賀 琴音 ちゃん  
(瀬高町)



坂梨 文架 ちゃん  
(山川町)



武田 奈々 ちゃん  
(高田町)



鍋田 龍 くん  
(瀬高町)



前原 遥仁 くん  
(高田町)



森 環 ちゃん  
(瀬高町)

掲載希望者は、写真を3歳児健診時または市役所(本庁)子ども子育て課へお持ちください。

問 子ども子育て課 子育て世代包括支援センター係 (Tel. 64-1520)

## インフルエンザ予防接種の費用を助成します

健康づくり課 健康係 (Tel.64-1515)



市ホームページ

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、秋から冬にかけて、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も懸念されます。インフルエンザにかかると重症化しやすい高齢者や慢性疾患をもつ人、十分な感染対策が難しい子どもたちを対象に、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

### 生後6か月から12歳の人

- ▶対象 平成21年10月3日～令和4年7月31日生まれで、接種日時点でみやま市に住所を有する人  
※対象者には、助成券(はがきサイズ)を郵送します。  
※12歳で1回目接種を受けた人に限り、13歳で受けた2回目接種も助成の対象になります。
- ▶助成対象となる期間 10月1日(土)～令和5年1月31日(火)
- ▶助成額 1回につき上限2千円(原則2回接種)  
※残りの接種費用は自己負担。接種費用は医療機関にご確認ください。
- ▶実施医療機関 柳川山門医師会および大牟田医師会の医療機関
- ▶接種時に持参するもの 助成券、本人確認ができるもの、母子健康手帳、接種費用

### 【払い戻し手続き】

助成券が届く前に接種した人や、実施医療機関以外で予防接種を受けた場合は、払い戻しを行います。医療機関で全額支払い後、健康づくり課健康係で申請してください。

- ▶申請時に必要なもの  
領収書(予防接種の種類・費用の支払いが分かるもの)、助成券、振込先通帳、印鑑(スタンプ式不可)

### 高齢者や慢性疾患をもつ人

- ▶対象 みやま市に住所を有し、次の①、②のいずれかに該当する人  
①接種当日65歳以上の人  
②接種当日60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい(身体障害者手帳1級程度)を有する人
- ▶実施期間 10月1日(土)～令和5年1月31日(火)
- ▶接種回数 実施期間中1回  
※それ以外は全額自己負担
- ▶接種費用 千円  
※次の人は接種費用が免除されます。事前に証明書の発行(無料)を受けて、医療機関の窓口で提示してください。  
■生活保護を受給している人＝生活保護受給証明書(福祉課生活支援係で発行)  
■市民税非課税世帯の人＝市民税非課税証明書(インフルエンザ予防接種減免用。税務課・各支所市民サービス係で発行)  
※市民税非課税世帯の人で「介護保険負担限度額認定証」、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は認定証の提示でも可能です。「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」では免除されません。

### みやま市内のインフルエンザ予防接種実施医療機関一覧 (事前に医療機関に予約ください)

田中内科医院	63-8511	工藤内科	63-7711
前原整形外科・リハビリクリニック	63-2040	入江内科小児科医院	62-3552
産科・婦人科あきクリニック	63-3369	船小屋病院	62-4161
きくち胃腸科内科クリニック	63-2223	大鶴脳神経外科	64-4130
みやま腎泌尿器科クリニック	67-7070	くまさん訪問診療所	0942-42-3502
ほほえみクリニック	62-5050	植田医院	67-2737
よしやま内科	62-6118	江の浦医院	22-5050
渡辺医院	63-2911	いまいずみ内科・脳神経内科(※1)	22-2255
山内医院	62-4131	ヨコクラ病院(※2)	22-5811
あだち医院	63-2677	(※1)12歳以下不可 (※2)3歳未満不可	

※医療機関によっては年齢制限があり、接種ができない場合があります。予約時または市ホームページでご確認ください。  
※上記以外にも、福岡県内の広域化協力医療機関であれば接種できます。予約時に必ずご確認ください。